

職場定着支援助成金

平成 27 年 4 月 17 日改正

介護サービスの提供事業主が、介護労働者の福祉増進を図るために、雇用管理改善につながる制度等を導入し、適切に実施することにより、一定の効果が得られた場合受給できます。

＜チェック項目＞

- ☑ 重点分野等の事業を行う事業主であること
- ☑ 雇用保険の適用事業主であること
- ☑ 事業所ごとに「雇用管理責任者」を選任し、事業所内に周知していること
- ☑ 計画の提出日の6ヶ月前から事業主都合により離職させていないこと
- ☑ 健康づくり制度の導入においては、介護サービスの提供を業として行う事業主

支給額		★導入した雇用管理制度の区分に応じた以下の金額（定額）	
A 制度導入 助成	1. 評価・処遇制度	:	10万円
	2. 研修体系制度	:	10万円
	3. 健康づくり制度	:	10万円
	4. メンター制度	:	10万円
B 目標達成 助成	定額で支給されます。 （複数の雇用管理制度区分を導入した場合も金額は変わりません。）		: 60万円

対象となる雇用管理制度等とは	
1. 評価・処遇制度	評価・処遇（キャリアパス）制度の導入、昇進、昇格基準の導入、賃金体系制度の導入、諸手当制度の導入 等
2. 研修体系制度	新入社員研修、5年目職員研修、管理職員研修、幹部職員研修、新任担当者研修、マーケティング技能研修、特殊技能習得研修 等
3. 健康づくり制度	法定の健康診断以外の健康づくりに資する制度であって、以下のいずれかに該当するものをいいます。 ○腰痛健康診断 ○生活習慣病予防検診 ○人間ドック ○メンタルヘルス相談 （メンタルヘルスに係る専門家（医師、臨床心理士等）による事業所向け相談、労働者向け相談）